

令和7年第4回邑楽町議会定例会議事日程第4号

令和7年12月5日（金曜日） 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 議員派遣の件について
- 第 2 閉会中の継続調査報告について
- 第 3 閉会中の継続調査について

○出席議員（14名）

1番	山本裕子	議員	2番	三ツ村由紀	議員
3番	武井清二	議員	4番	新村貴紀	議員
5番	神山均	議員	6番	蟹和孝一	議員
7番	佐藤富代	議員	8番	小久保隆光	議員
9番	黒田重利	議員	10番	瀬山登	議員
11番	松島茂喜	議員	12番	塩井早苗	議員
13番	原義裕	議員	14番	松村潤	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

橋本光規	町長
関口春彦	副町長
小林淳一	教育長
石原光浩	総務課長
横山淳一	財政課長
小沼勇人	企画課長
矢島規行	税務課長
山口哲也	住民保険課長
金子佐知枝	福祉介護課長
田中敏明	健康づくり課長
松崎澄子	子ども支援課長
金井孝浩	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小島拓	商工振興課長
石原薫	建設環境課長
新島輝之	都市計画課長
野中和也	会計管理者 兼会計課長
川島隆史	学校教育課長
藤田和良	生涯学習課長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

中	繁	正	浩	事	務	局	長
秋	元	智	美	書			記

◎開議の宣告

○松島茂喜議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

[午前10時00分 開議]

◎日程第1 議員派遣の件について

○松島茂喜議長 日程第1、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第126条第1項の規定により、配付のとおり議員を派遣します。

お諮りします。配付のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松島茂喜議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定をいたします。

◎日程第2 閉会中の継続調査報告について

○松島茂喜議長 日程第2、閉会中の継続調査報告についてを議題とします。

産業福祉常任委員長から視察調査の報告を願います。

神山均産業福祉常任委員長。

[神山 均産業福祉常任委員長登壇]

○神山 均産業福祉常任委員長 おはようございます。それでは、産業福祉常任委員会より視察調査について報告をさせていただきます。

産業福祉常任委員会では、去る8月12日に社会福祉法人呂楽町社会福祉協議会について視察調査をいたしました。呂楽町議会では、去る5月22日の臨時会において、正副議長選挙や各常任委員会委員の選出などが行われ、新たな委員構成となりました。このことなども踏まえ、産業福祉常任委員会では所管する事務事業への理解度をさらに深めるとともに、委員の資質の向上に資するため、関係する団体や事業者等の調査研究を進めることとなりました。今回は、地域福祉推進の中核的な役割を担っていると言える呂楽町社会福祉協議会の組織体制とその役割及び各事業の取組などを学び、これからの福祉施策等に生かしてまいりたいと考えております。

まず、呂楽町社会福祉協議会の組織体制とその役割についてですが、社会福祉協議会は社会福祉法第109条に規定された社会福祉法人格を持った公益法人で、住民を基本構成員として運営される公共性の高い民間団体です。住民からの会費を基本に補助金や助成金、共同募金、寄附金のほか介護保険などの事業収入などによって運営されています。

組織運営には、理事会と評議員会があり、理事会は法人の業務執行に関する重要事項を決定する

執行機関として、住民や民生委員の代表、学識経験者、施設関係者などで構成されています。評議員会は、住民の代表などで構成され、法人運営に係る重要事項を決定する議決機関として適切に運営されるようチェック役を果たしているとのこと。

事業を支える職員は、8月1日現在39人で業務を行い、60歳以上の職員は全体の33%を占めています。組織としては、事務局長、事務局次長のほか、高齢対策係、地域総務係、居宅介護係、介護施設係の4係が設置されています。なお、職員の確保が厳しいため、ほかの係を兼務する職員が多いとのこと。

次に、各事業の取組についてですが、社会福祉協議会は福祉や医療、教育など、関係機関の協力の下、地域の人々が住み慣れた町で安心して生活ができることを目指した活動を行っています。各事業については、福祉センター寿荘や高齢者活力センターを高齢対策係、総務や相談等地域サービス、ボランティアセンター、生活困窮者自立相談支援、地域包括支援センター及び地域活動支援センターを地域総務係、居宅介護支援事業、訪問介護事業及び障害者支援事業を居宅介護係、地域密着型通所介護事業やデイサービス事業を介護施設係が担当しているとのこと。

また、令和7年度、社会福祉協議会の各行政区からの会費収入は約8,000世帯、総額720万円余り、1世帯当たり年間900円を納めています。会費収入の主な支出は、日常生活自立支援事業、困窮世帯等に対する支援、ふるさと地域づくりや地域活動、町内小中学校に対する福祉教育、ボランティアの育成や活動推進、広報紙「私たちの福祉」の発行費などに充てられています。町からの補助金は、人件費を中心に需用費に充てられているとのこと。

産業福祉常任委員会の各委員の方たちの意見ですが、さらなる事業展開や人材確保のためには、行政からの補助金の上積みが必要不可欠です。人材不足の解消のためには、賃金引上げの検討が必要と思う。福祉センター寿荘の建物の老朽化が進んでいるので、改修や建て替えなど早急な対応を望む意見もありました。一方、寿荘は高齢者の憩いの場とされていますが、子育て世代や若年層など、年齢に関係なく誰もが集えるところに変えていく時期ではないかというような意見もございました。

まとめとしまして、社会福祉協議会は社会福祉法に基づいて設立されている非営利法人のため、財源の確保が容易ではないことがうかがえました。一方、公共性が高く、安定的な事業運営が求められています。

令和7年度社会福祉協議会予算額では、約50%を人件費で占めるなど、業務上マンパワーは大きな役割を果たしていると言えます。しかし、昨今の最低賃金の引上げ等に伴う職員の賃金改定への対応や人材の確保もままならない現状も心配されます。今後、安定的な収入や人員の確保に支障を来すとなれば、各事業のサービス低下のほか、さらに事業の中止が現実味を帯びることになります。サービス低下を招かない事業の見直しや経営努力はもちろんのこと、さらに町行政や関係機関とも連携を密にしながら、継続的な地域福祉サービスの維持、充実を望みたいと思います。

以上、視察報告といたします。

続きまして、去る10月15日に呂楽町商工会について視察調査を行いましたので、引き続き報告をさせていただきます。この視察では、呂楽町商工会の組織体制とその役割及び各事業の取組を学び、これからの商工振興施策等に生かしてまいりたいと考えております。

まず、商工会とは、市町村の行政区ごとにその区内の商工業者を会員として設立された地域組織であり、会員相互の利益と地域経済の向上、発展を目的として設立されています。商工会法に基づいて経済産業省中小企業庁が管轄し、国から支援補助を受けている営利を目的としない特別認可法人です。国や都道府県等から助成を受け、地区内の小規模事業者などを対象とした経営や技術の改善、発達のための経営普及事業を実施する指導団体という性格もあります。商工会は、主に町村部に設立されています。その理由には、様々な業種が会員になって小規模事業者が多くを占め、商工会が国や都道府県の小規模事業施策の実施機関にもなっています。小規模事業者とは、常時使用する従業員が20人、商業、サービス業は5人という決まりがあり、経営指導員による巡回指導など、主に小規模事業者の会員を対象に、経営について幅広く支援するのが商工会の役割とされています。

では、呂楽町商工会の組織体制とその役割について説明をさせていただきますが、商工会は商工会法という法律で定められている事項について、法人を設立する際に定款を作成し、組織の目的や運営に関する基本的なルールを定めています。組織としては、総代会と理事会が設置されています。総代会は、商工業の最高意思決定機関で、理事会は商工会運営に関する事項の審議機関となっています。事務局の職員構成は、事務局長、経営指導員、経営支援員、記帳指導員、商工業支援相談員などでございます。特に経営指導員は、小規模事業者の経営改善、発達を支援する専門職員であり、この経営指導員のサポート役の経営支援員とともに業務の中核を担っています。

各事業の取組についてですが、まず町内商工業者数は866、うち小規模事業者数677、呂楽町商工会の会員数507、加入率は58.5%です。業種別では、製造業121、建設業97、サービス業87の順となっています。業務の柱である経営改善普及事業は、小規模事業者の経営や技術の改善、発達を支援する事業で、経営指導員等による巡回指導、窓口指導、創業指導が行われています。また、講師を招いた小規模事業者の事業の持続的発展を支援する講習会等を開催しています。

融資関係については、小規模事業者等を対象に日本政策金融公庫から利用のしやすい融資制度を提供しているとのことでした。

また、商工会には業種別に商業部、工業部、建設部、青年部、女性部の5部会が設置され、それぞれ活躍をされています。

産業福祉常任委員会の各委員の主な意見といたしましては、商工会の理念である全ての会員のためという思いで寄り添い、お力をお借りできることは事業者にとって大変心強いことです。これからも商工会は、呂楽町の企業を元気にする存在であっていただきたい。町の経済の一翼を担って

いる個人経営者を何としても守っていくという気概を持って取り組んでいただきたい。会員の減少に歯止めをかけるべく活動をお願いしたい。新たな産業用地の造成や会員への早い段階での情報提供をお願いしたいなどがございます。

まとめといたしましては、昨今の原材料費の高騰や賃上げ傾向は、小規模事業者にとってなかなか受け入れづらい経営環境にあると推測しております。商工会は、全ては会員事業者のためという基本姿勢を徹底し、会員事業者にとって地域におけるもっとも身近な相談窓口、支援機関としての役割をこれまで以上に果たすことが期待されています。また、商工会への事業者の加入率が減少傾向にあるようですが、加入することによるメリットなどをよく整理し、役職員一丸となって加入率の向上が図れることを期待しております。

以上で産業福祉常任委員会の視察報告といたします。ありがとうございました。

○松島茂喜議長 以上で委員長からの報告を終わります。

◎日程第3 閉会中の継続調査について

○松島茂喜議長 日程第3、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、継続調査事項一覧表のとおり申出がありました。

お諮りします。各委員長より申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎町長の挨拶

○松島茂喜議長 以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から発言の申出がありますので、許可します。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 令和7年第4回定例会の閉会に当たり、議長に発言のお許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会にあっては、12月1日から本日5日までの5日間にわたり、議案27件の全てにわたり議決をいただき、誠にありがとうございました。

また、一般質問においては、2日間にわたり7人の議員の皆様から町づくりに対する貴重なご意見やご提言をいただきました。いただいたご意見やご提言をしっかりと受け止め、今後の行政運営

に生かしてまいります。

さて、本年も残すところ僅かとなりました。今シーズンの冬は例年並みの寒さと予想されておりますが、県内でもインフルエンザなど感染症の流行が各地で報告されています。議員各位におかれましても、健康に十分ご留意の上、今後の議員活動におけるご活躍をご期待申し上げます。

結びに、間もなくやってくる令和8年が皆様にとってよき年となりますようご祈念申し上げ、閉会に当たっての御礼のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○松島茂喜議長 以上で令和7年第4回呂楽町議会定例会を閉会します。

ご協力いただきましてありがとうございました。

〔午前10時17分 閉会〕